

大塚総合会計事務所 / (株)大塚総医研

〒542-0081

大阪市中央区南船場 1-7-8 ダイアパレス順慶町ビル
3階 受付、総務部、監査部 4階 創業・経営支援部

Tel06-6267-8282 Fax06-6267-8280

E-mail アドレス info@ohtsuka-office.com

http://www.ohtsuka-office.com

〈ご案内〉

- ・ 交通事故の治療に健康保険が使えます！

交通事故の治療に健保は使えるか？

- ✖ 被害者が健保あるいは労災での治療を望めば、それは誰も拒めません。
- ✖ 被害者にも過失があるときなど、健保や労災を使わないで治療費が高額となれば、被害者に不利益が生じたり、加害者とトラブルになることも少なくありませんので、可能な限り健保又は労災を利用して治療する方が無難です。

病院や健康保険組合、あるいは雇主や労働基準監督署などから、交通事故の治療は自動車保険ですべきであって、健保、労災は使えないとか使わせないとよくいわれます。

方向としては正しいといえます。しかし、法的な制度のこととしていうならば、交通事故であっても被害者が健保あるいは労災での治療を望めば、それは誰にも拒めません。

交通事故に関して健保、労災の使用に抵抗があるのは、実務上、次の理由によります。

単価が自動車保険（自由診療）より下がり、病院の収入が少なくなる。

健保、労災の事務局があとで加害者に求償手続きをとらねばならず、煩わしい。

労災を使うと、企業の労災保険料に響く。

被害者は、「事故なのになぜ自分の保険を使わなくてはならないか」と感じる。本当はそんなことはまったくくないのに、健保、労災の、治療では十分な治療はしてもらえないとの不安がある。

しかし、被害者側にも過失のあるときなどは、健保、労災を使わないで治療費が高額となれば、結局被害者がその過失割合に応じてそれを負担しなければならないこととなり、明らかに不利益が発生しますし、そうでなくても長期にわたり高額となれば、その支払いについて加害者（自動車保険）側とトラブルになることも少なくありません。

なお、健保、労災を使うための要件は、被害者が健康保険証（労災の時は雇主の証明のある別の様式の書類）を病院に提出することだけです。よく健康保険組合の許可とか、書類の提出が必要といわれますが、それが正確には第三者行為災害届という書類のことで、これは後日でも提出さえすればよく、健保、労災の適用要件ではありません。